

平成30年度名古屋市教育委員会第53号議案

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について

1 改正理由・内容

平成30年9月に国家公務員に係る懲戒処分の指針が一部改正され、本市の懲戒処分の取扱方針についても、「公文書偽造等」に関する標準例が改正されました。これを受け、本市教育委員会においても同様に、名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針を次のとおり改正します。

(1) 公文書の偽造に対する標準量定の厳罰化及び標準量定が「免職又は停職」となる非違行為の新設

公文書を偽造した職員に対する標準量定を「免職又は停職」に引き上げるとともに、公文書を毀棄した職員についても「免職又は停職」となることを新たに定めます。

(2) 標準量定が「停職、減給又は戒告」となる非違行為の新設

公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、「停職、減給又は戒告」となることを新たに定めます。

2 施行期日

平成31年4月1日から施行し、同日以降発生した事案に適用します。

3 改正案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部を改正する
取扱方針案

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部を次のように改正する。

第3第1項第15号を次のように改める。

(15) 公文書偽造等

ア 公文書を偽造又は毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

附 記

この取扱方針は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に発生した処分事由となる非違行為について適用する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針（抜すい）

改正案	現 行
第3 標準例 1 一般服務関係 (15) 公文書偽造等 ア 公文書を偽造又は毀棄した職員は、<u>免職又は停職</u>とする。 イ <u>公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。</u>	第3 標準例 1 一般服務関係 (15) 公文書偽造 公文書を偽造した職員は、免職、停職又は減給とする。

懲戒処分の取扱方針の一部改正について

平成 30 年 9 月 7 日、国家公務員に係る「懲戒処分の指針」が一部改正され、公文書の不適正な取り扱いについて標準量定の追加が図られたことに伴い、本市「懲戒処分の取扱方針」の一部を改正するもの。

■ 国家公務員に係る「懲戒処分の指針」の改正趣旨

財務省において、森友学園への国有地売却問題に係る決裁文書 14 件の改ざん等が行われたことを背景として、公文書が国民共有の知的資源であり、行政文書の管理が公務員の本質的な業務であることを念頭に、非違行為に対する抑止効果を高めるため懲戒処分の基準を明確化するもの

■ 国家公務員に係る「懲戒処分の指針」の改正内容と本市「懲戒処分の取扱方針」の比較

類 型		国		本 市	
		改正前	改正後	現行規定	改正（案）
①	公文書の偽造・変造、虚偽公文書の作成	—	免職・停職	免職・停職・減給（※1）	免職・停職
②	公文書の毀棄	—		—	
③	決裁文書の改ざん（※2）	—	免職・停職	—	
④	公文書の改ざん（公務運営に重大な支障を生じた場合に限る）	—		—	停職・減給・戒告（※3）
⑤	公文書の紛失・誤廃棄等の不適正取扱い（公務運営に重大な支障を生じた場合に限る）	—	停職・減給・戒告	戒告（※4）	

※1 「公文書偽造」として、公文書偽造・変造、虚偽公文書作成、電磁的記録不正作出を包括的に対象とする運用をしている。

※2 「決裁終了後の決裁文書の修正について（H30.8.10 内閣府大臣官房公文書管理課長通知）」により禁止される決裁終了後の決裁文書の内容について、再度の決裁を経ずに修正する行為（決裁文書の内容の意味及びニュアンスを全く変更せずに形式面のみ体裁を整える行為を除く。）をいう。

※3 ③については、本市においては国と同様の決裁文書に関する明確な制限が整備されていないため、その他の「公文書」として④において含むこととする。

※4 無許可で持ち出した個人情報の紛失等により公務運営に支障を生じさせた場合に適用

■ 今後の予定

- ・ 3 月 18 日以降 改正通知
- ・ 4 月 1 日 施行